

職員の給与の男女の差異の情報公表（令和５年度実績）

特定事業主名：嬉野市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８８．５％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８８．３％
全職員	６４．６％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	９６．９％
本庁課長相当職	９７．２％
本庁課長補佐相当職	９９．０％
本庁係長相当職	９５．２％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	９２．１％
３１～３５年	９５．９％
２６～３０年	９３．９％
２１～２５年	９４．９％
１６～２０年	９４．７％
１１～１５年	９２．６％
６～１０年	８３．８％
１～５年	９１．２％

【説明欄】

- 給与には、例月支給される給料のほかに非課税通勤手当、退職手当以外の手当が含まれますが、住居手当や扶養手当を支給しているのは、世帯主や主たる生計維持者となっている男性職員に多く、男性の方が女性に対して平均給与額が高くなっています。
- 全職員でみた場合、女性は男性よりも「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の占める割合が高く、会計年度任用職員（短時間勤務）の人数も多いため、平均給与額が低くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。